

2. 未来への希望を育む子育て・教育

(2) 小中学生の発達障がい児に適切な教育を

- ① 介助員の増員や通級指導の体制強化など、支援教育の更なる充実を求めて

【答弁】

平成24年の文部科学省の調査において、発達障がいの可能性がある小中学生は全体の6.5%にあたりと報告されており、発達障がい児童生徒に対する個別支援の必要性が全国的に求められております。

本市においても、全児童生徒数が減少傾向にある中、支援学級在籍児童生徒数は年々増加傾向にあり、特別な支援の必要性が高まっております。また、支援学級だけではなく、通常学級における個別支援の必要性も高まっており、教職員が支援方法や合理的な配慮について研鑽を深めております。また、通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒を個別に支援する通級指導教室の効果的な活用等を通して、支援を必要とする子どもたちへの取組みをすすめているところであります。

その中であって、本市教育委員会としましては、個に合わせたよりきめ細やかな支援を行うために介助員の必要性を感じており、各学校に介助員を配置してまいりました。具体的な配置数としましては、平成24年度から平成28年度の5年間で、小学校で27名から39名へ、中学校で10名から14名へと増員しております。

通級指導教室につきましては、現在、小学校4校、中学校1校の計5校に設置しておりますが、平成29年度には、さらに小学校2校で通級指導教室を新設し、体制を強化する予定となっております。このことで、より多くの子どもたちが自分の学校で通級指導を受けることが出来るようになるとともに、他校通級の送迎における保護者負担の軽減にもつながるものと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、介助員を含め、教職員の専門性を高めることが重要でありますことから、支援教育に関する研修を更に充実させ、支援の質の向上も図ってまいります。

本市教育委員会といたしましては、今後も保護者の方々の願いに応えるとともに、障がいのある子どもたち一人一人が教育的ニーズに合った支援を受け、生き生きと学校生活を送り、成長することができるよう、支援教育の更なる充実に努めてまいります。